二十九番、三十番、三十一番一から三まで及び五から十三まで、三十二番一から八まで、三十三番一から五まで、三十四番一から七まで、三十五番一から四まで、三十六番一から四まで、四十二番一から三まで、四十三番一から四まで、四十四番一から三まで、四十五番一から三まで、五、八、九及び十三から二十まで、四十六番一、二、四及び五、四十七番一及び二、四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一及び三から五まで、五十一番一及び二、五十二番、五十三番二及び三、五十四番一及び二、五十五番一及び二、五十六番、五十七番一から三まで、五十八番一から四まで、五十九番一及び四から六まで、六十番一から三まで、八及び十四から二十五まで、六十一番一から十まで、六十二番一から四まで、六及び七、六十三番一から七まで及び十から二十三まで、六十四番一、二、四から七まで、十から十七まで及び十九から二十一まで、六十八番二、七十三番一から九まで、七十四番一及び三から五まで、七十五番一から七まで、七十六番一から十まで、七十七番並びに七十八番に限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表網走市の項の改正規定中「清浦」を加える部分及び斜里郡小清水町の項の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省告示第七百二十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		
別表		
都道府県	市町村	地域
長野県	諏訪郡原村	（略）
	南佐久郡川上村	御所平
	（略）	（略）

改正前		
別表		
都道府県	市町村	地域
長野県	諏訪郡原村	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。